

令和6年度 村上市立村上第一中学校 部活動基本方針

村上市立村上第一中学校

1 部活動地域移行について

文部科学省（スポーツ庁）及び新潟県教育委員会、村上市教育委員会の方針を受けて、当校は、以下のように部活動の地域移行を推進する。

（1）推進期間及び完全移行について

① 推進期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日までを推進期間とし、他校との合同部活動や立ち上がった「地域クラブ活動」団体との融合型部活動により、段階的に地域移行を進める。

② 完全移行

令和8年4月1日以降は、休日の活動については、完全に「地域クラブ活動」団体のみの活動とする。平日についても同様とする。村上第一中学校の運動系部活動は、令和8年3月31日をもって廃部とする。

ただし、移行が遅れている文化系部活動は、当面の間、職員の勤務時間（16:40まで）内で活動する。

（2）推進期間の活動形態

① 通常の部活動

村上第一中学校のみの活動で、学校管理下で平日は通年 17:10 までの活動とする。休日はガイドライン内で活動できる。

② 合同部活動

他校との合同による活動は、校長間で正式に委任状を取り交わし、移行期間を経て、「地域クラブ活動」団体を立ち上げるための手段としての学校管理下の活動で、通年 17:10 までの活動とする。

③ 保護者会活動

村上第一中学校 P T A 部活動連合会に所属する、各部活動毎に立ち上がっている保護者会による活動であり、顧問は原則として関わらない。あくまでも、部活動を補完する活動なので、ガイドライン内での活動となる。怪我等については、保護者会で加入しているスポーツ安全保険で対応する。学校管理下の活動ではない。生徒、保護者の参加は任意としている。

なお、この組織は、部活動の廃部に伴って、解散する。

④ 融合型部活動

推進期間のみの活動形態とし、教員が監督している 17:10 までは学校管理下とするが、それ以降は、「地域クラブ活動」とする。

⑤ 地域クラブ活動

令和8年3月31日を待たずに、完全に地域移行する団体の活動とし、その部活動は廃部とし、平日2時間以内、休日3時間以内、1週間当たりの休止日を平日1日、休日1日の計2日間を設け、スポーツ安全保険及び個人で加入する保険等により怪我などの対応をする。

活動に係る経費は、原則として個人負担（受益者負担）とする。原則として、この活動へは学校は一切関わらない。

2 活動の目標

- (1) 余暇の善用をはかり、自主的な活動を通して、主体的に取り組む態度を育てる。
- (2) 秩序ある活動の中にも、生徒同士・生徒と教師の和やかな心のつながりを深める。

3 指導の重点

- (1) 新潟県教育委員会の「新潟県部活動基本方針」及び「村上市部活動基本方針」に準じて、適正な部活動運営を行う。
- (2) 下記を活動の基本とし、集団のために個を生かすことのできる部員を育てる。
 - ① 心と体を鍛え、目標に向かって最後までやり抜く力を身に付ける。
 - ② ルールやマナーを重んじ、節度ある自主的な活動を心掛ける。
 - ③ 人間関係を大切にし、互いに磨きあい協力して活動する態度を養う。
 - ④ 部員としての誇りを持ち、日常生活でも模範となる行動をとる。
- (3) 保護者会、外部指導者及び部活動指導員との連携を深め、定期的に休養するなど生徒の心身の負担を調整する。

4 本年度設置する部活動について

- (1) 常設部活動
陸上競技・バスケットボール・バレーボール(女)・卓球・ソフトテニス・吹奏楽・文化・サッカー
バドミントン
- (2) 特設部活動
駅伝・総踊り

5 活動時間・適切な休養日の設定について

- (1) 活動時間の設定
 - ① 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
 - ② できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的な活動を行う。
 - ③ 大会や練習試合においては、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないよう配慮する。
- (2) 休養日の設定
 - ① 週あたり2日以上、平日1日以上、週休日等1日以上を設けることを原則とし、年間で100日以上、休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。
※3連休の場合、大会をのぞき、活動は1日とする。
 - ② 長期休業中は、原則土日を休養日とする。
 - ③ 長期休業中には、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 年間計画等の作成
 - ① 部活動顧問は、休養日等の設定を踏まえた年間活動計画を作成し、校長に提出する。
 - ② 部活動顧問は、年間計画に基づき、月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (4) 完全下校時刻について
・年間通して17:10とする

6 体育館練習場所

<第1体育館>

ステージ	A	B	C
------	---	---	---

<第2体育館>

卓球	剣道	
----	----	--

- ・ A コートをバスケ男とバスケ女、B・C コートをバレー、バドで曜日ごとのローテーションで使用する。
- ・ 冬季も体育館使用は、バスケ・バレー、バドが引き続き使用するが、必要に応じてサッカー部、ソフトテニス部、陸上競技部の外部の活動も、顧問同士で相談し、体育館で活動できることとする。

7 部活動運営上の基本方針

- (1) 大会やコンクール等での勝利至上主義となる過重な練習とならないように配慮し、生徒の健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行う。
- (2) 中体連の事業ではない大会、コンクール等への参加については、生徒や教員の心身の健康に十分留意し、参加する大会は厳選する。特に、郡市外へ部活動としての大会参加については校長の許可を得る。
- (3) 部活動顧問は、一方的な方針による運営及び指導とならぬよう、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討し、設定する。
- (4) 個人徴収金が負担にならぬよう配慮するとともに、金銭の授受に注意を払い適正な経費の執行を行う。(保護者会の運営での集金には会計簿を作成し、会員に会計報告を行う)
- (5) 部活動顧問及び外部等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰・暴言等のない指導に徹する。叱咤激励の言動も言葉を選ぶ。
- (6) 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことの出来ない大切なことであることら、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。
- (7) 部活動顧問は救急機関等への連絡体制、救急救命法やAEDの適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるようにし、けが等が発生したら、速やかに保護者に連絡し、状況説明を行う。
- (8) 部活動顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、保健調査票や健康診断等から、生徒の健康状態を常に確認し、けがや事故防止に努める。
- (9) 外部指導者及び部活動指導委員との連携については、学校全体の目標や方針、外部の活動目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について十分な調整を行い、外部指導者及び部活動指導員の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。また、部活動顧問と外部指導者と4月中に打ち合わせ会をもつ。
※部活動指導員(単独での指導、引率等が可能)、R6は卓球部、サッカー部に配属される。
※外部指導者(顧問に協力し、主に技術指導を行う)
- (10) 各部活動の活動では、顧問、副顧問の担当する曜日や業務を決めるなどして、業務内容の平均化を図る。分担の概要を部活動担当に報告し、担当は一覧にまとめたものを管理職と共有する。

8 申し合わせ事項

- (1) 原則として活動には顧問がつく。活動の開始時と終了時は顧問が生徒の様子や怪我の有無等を確認する。顧問がつかない場合は、一体は一体の部、二体は二体の部、屋外は屋外の部の顧問に見てもらう。ただし、活動内容は確実に生徒に指示しておく。(危険のない練習内容)
- (2) 土日とも大会や練習試合等で活動を行った場合、水曜日の他に週明けの月曜日に休養日を設ける。
- (3) バスの出ない日・時間帯に活動する場合は、保護者の了解を得るとともに、交通手段を確保する。
- (4) 完全下校時刻を厳守させる。部活を理由に学校の決まりを破ることのないように指導する。顧問は生徒が着替えを終え、下校するまで活動場所にいること。特に、バス出発時刻には遅れないようにする。遅れた場合は部活動顧問が送り届けるか、保護者が迎えに来るまで必ず対応する。
- (5) 定期テスト前の活動停止は原則として7日前からとし、保護者会練習もこれに準ずる。テスト前等の部活動停止期間にやむを得ず練習をしたい場合はあらかじめ管理職に相談し、保護者の了承を得る。
- (6) 活動に行く生徒は、必ずカバンや道具を活動場所を持っていき、教室には戻らないことを徹底する。
- (7) 部活時の服装は、吹奏楽部、文化部は体操着又は制服とし、その他の運動部活動は、体育着又はユニフォーム、部ごとに揃えたTシャツ等の練習着とする。(個人で購入したものは不可)

9 手続きについて

(1) 入部について

- ① 新入生の入部については、部活動紹介や見学・体験入部期間において、その後に仮入部の結果を示した上で、正式入部とする。
- ② 在校生の入部については原則として、前学年で入部していたものを継続するものとするが、保護者および学級担任・指導顧問が再確認する意味と、生徒に新たな気持ちで活動に取り組ませるため、再申請させる。また、顧問が変わる可能性もあるため、人数と名前を確認するために行う。転部する際は、転入部する顧問と面談し、了承されなければ転入部を認めない。

(2) 部活動の変更および退部

保護者および生徒から部活動の変更や退部の申し出があった場合は、次の手順で速やかに変更の手続きをとる。

- ① 保護者・生徒(本人)・学級担任・顧問の四者で意志を確認する。
 - ② 新旧顧問の了解を得る。
 - ③ **学級担任は保護者および生徒に変更(または退部)の連絡をし、変更(または退部)届を渡す。**
 - ④ **変更(または退部)届については、当該生徒が学級担任、新旧顧問に提出し印をもらう。その後部活動担当に提出をする。なお特別な事由がある場合は、学級担任が新旧顧問から印をもらった後、部活動担当に提出する。**
- **変更(または退部)届の提出順は下記となる。**
- 学級担任→旧顧問(退部顧問)→新顧問(部の変更の場合)→部活動担当**

10 保護者会活動について

- (1) 保護者会練習に参加する場合は、各保護者会で年度ごとに参加申し込みを行い、申し込んだ者が参加する。(入部している者が全員参加ではない。)
- (2) 保護者会活動は、部活動と合わせ、平日2時間以内、週休日3時間以内とする。
- (3) 延長練習や保護者会練習などは、学校が定める部活動以外の時間となるため、各部活動保護者が責任をもって運営する。また、スポーツ保険に加入し、各部の保護者1名以上の監督のもとに行うもので、基本的に教員は参加しない。
- (4) 中体連以外が主催する大会への参加は、原則として保護者会による参加とする。
- (5) 保護者会による練習や大会への参加は必ず指導者を置き、保護者の参観により活動を見守ることとする。
- (6) 平日の部活動停止日に保護者会練習をする場合は、一旦下校させる。なお、帰宅が困難等の理由により体育館で待機する場合は(5)に準じ、保護者の見守りを必ず配置する。

11 スクールバスについて

- (1) 令和6年度の大会等での使用は、「中体連主催または後援の大会」「吹奏楽連盟の大会」「村上市主催、後援の冠大会」のみとする。

改正：平成31年4月1日

令和05年4月1日

令和06年4月1日